

## ■ 還元ポイントカード ■

- ①保護者が初めて医療費の還元を受けようとするときは、医療機関が発行する診療点数の記された領収書と保険証（対象となるお子さんの保険証）を添えて、還元ポイントカードの交付を申請してください。
- ②町は、還元ポイント数を決定し、子育て支援カードを保護者に交付します。
- ③継続して医療費の還元を受けようとするときは、子育て支援カードに領収書を添えて、還元ポイントを受けてください。
- ④医療費自己負担額を支払い、あとで高額療養費を受ける場合は、領収書とあわせてこの支給額が分かるもの（支給決定通知書等）を添付してください。
- ⑤ポイントカードは、2人以上のお子さんがいても保護者1枚です。
- ⑥ポイントカードの有効期限は、原則、交付後1年です。有効期限内に「子育て支援 厚真町金券」に交換した場合（更新）は、交換した日から1年です。

## ■ 子育て支援 厚真町金券 ■

- ①保護者の申請により、還元ポイント、累計500ポイントごとに500円相当の「子育て支援 厚真町金券」と交換します。
- ②金券は、町内の「子育て支援 厚真町金券取扱店」で買い物などに利用できます。ただし、お釣りは支払われません。
- ③金券の有効期限は、発行日から1年です。



子育て支援ポイントカード（左）と  
子育て支援厚真町金券（右）

## ■ 金券取り扱い店 ■

- ①町が「子育て支援 厚真町金券取扱店」として登録したお店です。
  - ②お店には取扱店であることのステッカーが貼られていますので、ご確認ください。
- この事業の取扱店となる事業者は、役場町民福祉課子育て支援グループに申請してください。
- 取扱店は、保護者が買い物の際に利用した金券を添えて町に金銭を請求してください。町は、取扱店にその代金を支払います。

# 気象台からの 防災メモ

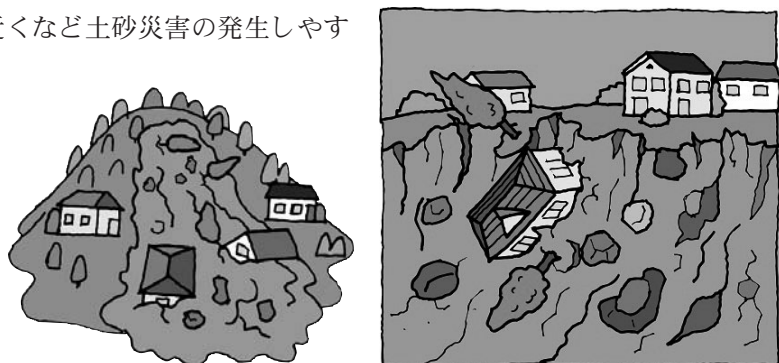
【問い合わせ】  
室蘭地方気象台  
☎0143-22-4249

## 土砂災害警戒情報について

気象台では、大雨により重大な災害が起こるおそれがある場合に「大雨警報」を発表します。さらに雨が降り続き土砂災害の危険度が非常に高まったときには、市町村長が行う避難勧告等の判断、住民の自主的な避難行動の参考となるよう、対象の市町村を特定して、北海道と気象台が共同で「土砂災害警戒情報」を発表します。

この情報が発表されたら、崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地域にお住まいの方は、市町村から発令される避難勧告等の情報に従ってください。

避難するときに既に激しい雨となっていて避難がどうしても困難な場合は、屋内の2階以上の、土砂災害が迫る崖や沢筋から離れた部屋に退避してください。



# 子 育て支援

# 還元ポイントで 医療費負担を 実質無料化！

## 医療費自己負担分をポイントへ還元し ポイント分を厚真町金券に交換します

町では、医療費に係る自己負担分をポイント還元し、医療費の実質無料化を図っています。（ただし、医療保険の規定による高額療養費の支給の対象となる場合は、その高額療養費の額を控除した額となります。）

この事業は、小・中学生の通院と中学生の入院について、病院にかかった場合の医療費自己負担額を金券に交換して町内の商店で買い物ができるようにするものです。

また、本年から小学校へ入学されるご家庭で、すでに保育料還元事業でポイントカードをお持ちの方は、そのまま医療費還元事業でお使いいただけます。

## ■ 対象者 ■

厚真町に住所のある6歳から15歳まで（小・中学生）のお子さんの保護者です。通院は、お子さんのすべてを対象としますが、入院は12歳からの中学生です。ただし、次の方は対象となりません。

- ・生活保護法による生活保護を受けている方。
- ・町重度心身障害者医療費の助成制度を受けることができる方。（所得要件で1割負担が発生する場合は対象となります。）
- ・町ひとり親家庭等医療費の助成制度を受けることができる方。（所得要件で1割負担が発生する場合は対象となります。）



## ■ 医療費自己負担還元額と還元ポイント ■

### <医療費自己負担還元額>

医療費自己負担還元額は、お子さんが病院などにかかった際に支払った金額のうち、国民健康保険や社会保険などの対象となっている医療費です（保険外は対象となりません）。

ただし、医療保険の規定による高額療養費の支給の対象となる場合は、その高額療養費の額を控除した額となります。

### <還元ポイント>

- ・還元ポイントは、1円につき1ポイントです。

【問い合わせ・受付窓口】町民福祉課 子育て支援グループ

（総合ケアセンター ゆくり内）☎26-7871